

All's & Company

株式会社オーリーズ

定	款
---	---

定 款 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社オーリーズと称し、英文では、All' s & Company と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) インターネット等のネットワークを利用した事業の企画、開発、運営、代行業務
- (2) 情報システムの企画、開発、販売、保守業務
- (3) 市場調査ならびに各種マーケティングリサーチの請負
- (4) 経営または各種事業に関する企画立案、コンサルティング業務
- (5) 各種教育・研修プログラムの企画、提供業務
- (6) 印刷・出版業、広告代理店業
- (7) テレマーケティング業務全般
- (8) スタートアップ企業等に対する投融資、経営支援
- (9) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関構成)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、10,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して、招集通知を発するものとし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役

(監査役の員数)

第 28 条 当会社の監査役の員数は、3 名以内とする。

(監査役の選任)

第 29 条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(監査役の報酬等)

第 31 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 32 条 当会社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 33 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 1 2 月末日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 34 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 1 2 月 3 1 日とする。
2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 35 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 3 0 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 36 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる。
2 未払配当金には、利息を付けない。

附則

(電子提供措置等の効力発生日)

第 1 条 第 15 条(電子提供措置等)は、当会社が振替株式(「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替株式)を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。なお、第 15 条(電子提供措置等)の効力発生後、本条は削除する。